

第6回 小中一貫・連携教育推進検討会 要点録

開催日時	平成23年11月15日(火) 午前10時～正午	
会場	練馬区役所本庁舎12階 教育委員会室	
出席者	委員	阿形繁穂、小林福太郎、戸田了達、渡邊裕、伊藤隆、小野雅保、石神徹、長南良子、難波明夫、杉田正穂、蛭田江麻、岩田高幸、古橋千重子、山根由美子、吉村潔、小暮文夫(敬称略)
	その他	統括指導主事
	事務局	新しい学校づくり担当課
傍聴者	なし	
案件	1 第5回要点録の確認 2 小中一貫・連携教育推進方策 答申案について	

委員長

おはようございます。定刻になりましたので、これから、第6回小中一貫・連携教育推進検討会を開催させていただきたいと思っております。

当初の予定ですと本日、答申という形でスケジュールを組んでいたわけですが、ご案内のとおり最終的な答申案がさまざまな形で修正をしなければいけないということになりましたので、本日、改めて答申案をつくらせていただいております。そんなわけで申しわけないのですが、来年の1月17日にもう一度、この検討会を開催させていただきたいと思っております。お忙しい中ではございますけれども、ぜひお時間をいただいて次回の答申にうまくつなげればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1 第5回要点録の確認

委員長

それでは最初に事務局から、第5回の要点記録の確認をお願いいたします。

事務局

事前に第5回検討会の要点録をお配りさせていただいておりますけれども、お目通しいただくお時間なかったかと思っておりますので、今週いっぱいぐらいでお目通しいただいて、何か訂正ございましたら事務局のほうまでご連絡いただくようお願いいたします。

2 小中一貫教育推進方策 答申案について

委員長

それでは、本日の案件に入らせていただきたいと思います。前回の9月5日の検討会で委員の皆様からご意見をいただきました。その後、事務局で校長会に検討状況をご説明いたしました、さまざまなご意見をいただいたところでございます。それらを受けまして先日お送りさせ

ていただきました修正案という形で、本日、検討をお願いしたいというところでございます。恐縮ですが、修正という意味では、元があって修正案になるわけですが、元につきましては9月5日にお配りしたもので、上のほうに小さく「23.9.5 検討用」という形のもとの答申案、これが元ということでございまして、この後に（修正）という形を入れたものにつきましては前回、検討しておりませんので、それはこの検討会の残す文書からは除外いただきたいと思っております。「23.9.5 検討用」が元の答申案、それに対して先日お配りした「23.11.15 検討用」ということで本日、この修正案で皆様方のご検討をお願いしたいと、こういうことでございます。

本日の進め方でございますけれども、限られた時間の中での検討になりますので、1つひとつ検討しているとなかなか時間配分も難しい状況になります。先にこの項目について検討が必要だろうというふうにお考えの項目について一通り挙げさせていただいた上で、それぞれご議論いただくという形をとらせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。一応そんな形で、本日この答申案は一応最後の検討にさせていただけたらなと思っております。

それでは事務局のほうから、資料の説明のほうをお願いいたします。

事務局

それでは、事前にお送りしております「答申案（9月5日検討用）からの主な変更点など」という2枚つづりの資料と、あと「11.15 検討用」というものを見比べながらごらんいただければと思います。前回、9月5日の検討会でお出ししました答申案からの主な変更点です。まず前回、「連携型小中一貫教育」という用語を提案させていただいて、こういった用語でこれから練馬区が取り組む小中一貫教育をあらわしていくのはいかがでしょうかということでご議論いただきましたけれども、「連携型小中一貫教育」という用語については結論に至りませんでしたので、この用語はもう使わずに単純に「小中一貫教育」と、全国の小中一貫教育に取り組んでいる市区町村で使われている用語にならって、その言葉を使ってしまいたいということで、今回の答申案につきましてはタイトルも「小中一貫教育推進方策」、中の記述においても「小中一貫教育」という言葉で統一させていただいております。この練馬で使う「小中一貫教育」という言葉の定義については2ページのところに書かせていただいておりますけれども、施設が離れている小中学校が連携・協力して義務教育9年間を見通した教育課程のもとで実施する教育活動というものについても広く小中一貫教育というふうにとらえましょう、ということで書かせていただいております。前回、いろいろとご議論いただきました小中一貫教育と小中連携教育の図ですとか、小中一貫教育校と連携型小中一貫教育の図というのは大変込み入ってわかりにくいというふうに判断しまして、こちらは削除させていただきました。これが最初の大きな変更点でございます。

次に、この目次の合間に四角で囲っている点の変更点ですが、9月5日から今日までの間に中学校長会、小学校長会で校長先生方のご意見をいろいろいただきました。そこで必要性ですとか、あと今までやっている大泉桜学園、あるいは研究グループの取り組みを記述していかなければならないのではないかというご意見をいただきましたので、そういったところを書かせていただいております。そちらが今回の4ページから5ページのところに記述がございますのでご確認ください。その中で大泉桜学園を開校するに先立って行った中学校への進学意識調査などについても触れております。

さらにその下ですけれども、「具体的な取組と期待される効果」という6ページの記述ですけれども、今までは児童・生徒の交流、教員の交流、そして連続性・系統性のある教育課程という順番で記述をしておりましたけれども、今回、連続性・系統性のある教育課程が主となるだろうということで、そちらを1番に書かせていただいております。そして特別支援教育における連携も必要ではないかということで、その記述を充実させております。そして8ページになりますけれども、教員の交流のところで「生活指導上、学習指導上の情報交換・協議」という記述を追記しております。

それから第3章ですけれども、まずタイトルを「小中一貫教育の全区的展開に向けて」というふうに変更しております。そして、そこで小中一貫教育の必要性とは別に、全区的展開の必要性というものを10ページに書かせていただいております。

それからその次ですけれども、「中学校区別協議会を基盤として」というタイトルの中に今、現状の学区域での重なり具合ですとか、研究グループでの取り組みを書いた後に、前回の答申案では研究グループを連携重点校と位置づけて、その連携重点校をふやしていきたいというような書き方をしておりましたけれども、連携重点校という位置づけを取りやめまして、研究グループの研究期間が終わった学校につきましては小中一貫教育を実践する学校ということで、仮称ですけれども「小中一貫教育実践校」というふうに呼んでいきたいというふうな答申の内容になっております。それに伴いまして、連携の3段階というようなことで図を入れておりましたけれども、その図については削除させていただいております。ただ、考え方を大きく変えているわけではなく、連携先を変更するですとか拡大するですとか継続するですとかいう連携の組み合わせは流動的に考えていきたいと思いますということについては変更はございません。

その小中一貫教育実践校における発展的な取組例というのを、前回の答申案の中では4つほど書かせていただいておりますけれども、今回については13ページにあるように定期的な乗り入れ授業と、それから小学5・6年生の中学校舎での定期的な活動という、この2つに絞らせていただいております。

さらに校長会でいただいたご意見も踏まえまして、14ページでは、小中一貫教育を推進していくに当たって小中学校の距離が離れている場合ですとかさまざまな状況がありますので、小中学校の状況に応じた工夫が必要になるということを記述させていただいております。

それから済みません、少し戻ってしまいますけど12ページの最初のところに、前回の答申案でも中学校区別協議会の開催回数を複数回にふやすということをご提案させていただいておりましたけれども、まずは2回、現行の1回を2回にふやすというような記述で、さらにその2回のふやし方というのを現状の生活指導中心の校区別協議会と学習指導中心の校区別協議会というふうに2回実施したいということで書かせていただいております。

さらに施設分離型小中一貫教育校、14ページですけれども、前回の答申案では施設分離型と隣接型ということで隣接なのか離れているのかというようなことを区別して表記しておりましたけれども、特に区別する必要性もあまりないのかなということで、表記については「施設分離型小中一貫教育校」、隣接型も含めて「施設分離型」という表記に直しております。そして、それぞれ分離型の小中一貫教育校における経営組織例という図をつけておりましたけれども、そちらについても省略いたしました。

あと教育委員会の役割ですとか、改修・改築時の施設整備というのは、特に大きな変更はございません。

最後の 18 ページ以降、ちょっとページ数がずれてしまって申しわけありません。18 ページ「今後の進め方」第 4 章で、校長会からのご意見として現在、取り組み始めたばかりの大泉桜学園と、あと研究グループの検証をまずは行うべきではないか、その検証ができる前に研究グループをどんどんふやしていくという考え方はちょっと急なのではないかというご意見もいただきましたので、来年度その指定をふやすという考え方を改めまして、研究グループの指定を行っていくのは 24 年度からではなく 25 年度から順次ほかの中学校区でも指定をしていって、全区に広げていきたいという考えになっております。

以上が主な変更点です。

このほか、2 枚つづりの資料の最後のところで、「学校選択制と小中一貫教育について」ということを書かせていただいております。この検討会の中でも学校選択制と小中一貫教育のことについては何度もご意見をいただいております。こちらの推進方策のほうに学校選択制のことを記述すべきではないかということがあったかと思うのですが、今回につきましては小中一貫教育は小中学校の先生方がお互いの児童・生徒観ですとか指導観などを理解して、9 年間を見通して教育を行っていくということを主眼に置いておりますので、学校選択制と無関係ということではないのですけれども、目的が別のものということで今回、学校選択制については現状、この推進方策の中で触れておりません。現状は触れないでいこうかということで書かせていただいておりますので、こちらに説明を書かせていただきました。

以上です。

委員長

ということでございます。9 月 5 日からの変更点という形よりも、この本日の 11 月 15 日のこういう答申案でどうでしょうかという観点で見ていただいたほうがいいのかなというふうに思っております。前回まで言葉がいろいろあったのですけれども、こういう形で少し整理をさせていただいております。

その上でこの答申案でこの辺はどうなんだろうかということにつきまして、委員からまず元の部分についてどういうふうな問題があるかということでそれぞれ項目を挙げていただけたらなと思います。要は「こんな問題があります」という委員の方がいらしたら、どうぞお願いしたいと思います。

委員

問題ということではないのですけれども、拝読しまして私としてはある意味すっきりまとめていただいているのかなと思ったのです。それで 3 つなんですけど、ここです。13 ページに「定期的な乗り入れ授業」と、「中学校校舎での定期的な活動」というところがある。既に聞いているところですが、以前聞いたときは私もこれは思い切ったことだなと。自分の学校で考えたときに、どうやって職員にその意義を理解させるか、実践させていくかと思ったところですが、これを行う場合には先行している学校の詳細な成果なり課題なりをまた知っておきたいというのが 1 点です。

それから 2 点目が、16 ページの(4)ですね、「人員の確保」ということで、私はこの会で以前言わなかったかもしれないのかなと思うのですけれども、いずれはその人事交流というのですかね。この前、政令指定都市の校長会の研究会があって聞いたのですけど、浜松市の小学

校の校長さんはその6割が中学校教員の経験があるということなんですね。それから、他県だと小中の異動というのが結構多いと。東京都は小と中はもうセパレートでの人事行政が結構あるかと思うので別に驚いたのではないのですが、あ、そうなんだと。だから今回はこの答申に載らないけども、いずれはそういうふうな小と中が、長い教員生活では5年～6年は移行してもやるような風土があってもいいのかなと。

それでふと思ったのが、うちの下石神井小学校・石神井南中学校でいうと施設管理員さんの交通指導員さんというのがいるのですけど、小学校では交通指導員をやって週に1回くらい中学で施設管理員をやっているのです。同じ人が小中両方で働いている。こういう人たちは子供のことを結構よく知っているのですね。それで、そのあたりの子供への温かい声かけなんかをやる。例えばスクールカウンセラー、心のふれあい相談員などは勤務も非常勤ですので、小中掛け持ちはできないか。ただ、こういう人は9年間、同じスクールカウンセラーよりは6年-3年で2人いたほうが広がるのかという、こんなふうなこともちょっと意見で思ったのです。ここでは載らないと思うのですけど。

それで最後です。19ページの表で、私も9月に地区の校長会で話したのですが、多くの校長先生方は「そんな簡単にはいかないんだ」なんてことでいろいろご指導いただいたのですけれども、このあたりはやはり小中の組み合わせ。下石神井小学校・石神井南中学校というのは学区区域を共有しているので非常にやりやすいところなんですけど、さまざまにまじり合っているところなので、やはりその学校の実態に応じで、着実に段階的に進めていくと。それも無理にゴールイメージというのではなく、その中学校区の実態に応じた着実な進め方でいくのがいいのかなというふうに思いました。

以上です。特にここを直してくださいとかいうことじゃないです。

委員長

はい、3点ほどいただきましたけれども。いいですか、このままの文面で。小中の教員の異動って指導課長、何とかなるのですか。

委員

管理職レベルでは練馬も今、中学校の教員が小学校の校長という例はあるのですけど、人事権が都にあるので教員では難しい。今日現在については一番課題になるのは免許上の問題があると思います。両方の免許がないと、例えば中学校の先生が小学校に行くと、小学校の全科の免許を持っていないと小学校に配置できないというような状況がありますので、そういう免許上の問題をある程度クリアして、あと人事権を都が持っていますので都がどうするかという話になります。管理職レベルではやっていますが、東京都では、教員はあんまりやっていないかもしれません。

委員長

でも考えてみれば、小中で人事交流ができちゃえば簡単ですよ。簡単と言うと怒られちゃうけど。

委員

先ほど言った浜松とか岐阜の大垣なんかは、もともと人事配置を小中にくるくるかえていきます。だから東京が小中一貫、小中一貫なんて言っても、そんなのは当たり前だと。昔から小と中はしょっちゅう、中学校に行ったり小学校に行ったりしているよという自治体が結構あるのです、地方には。ただ、東京はそうになっていないので、その辺の問題はあるかもしれないです。

委員長

答申に入れるか入れないは別にして、そういう体制があれば小中一貫も割と円滑といいますか、スムーズにいきますよ、みたいなのがどこかにあるといいかなという気もしないでもない。ちょっとそこは何か文章で残していただければいいかなと思いますね。

副委員長

例えば静岡県なんかは県レベルで小中を、次に異動するときはこうしよう、そういうパターンが一般的にあるというふうに聞いたことがあります。静岡県の教員も私は何人か知っているのですけれども、小中一貫を前向きにとらえている者が今、指導課長になっているというふうに、もう小中一貫がいながらにできていくという部分もありますね。それでも、やっぱり小と中は違いますので割り切って、小に行ったらこうなんだ、中に行ったらこうなんだという、その違いに順応してやっているという場合もあります。ですから、もし入れるとしてもそれがメインじゃなく、こういうこともあるんだぐらいのほうがいいのかなという感じはします。

委員

中学校としては、この13ページの「定期的な乗り入れ授業」のところがやっぱり注目するところなんですけれども、私も読み込みが不十分なので確認をさせていただきたいのですけれども、研究グループに指定されて、そしてその後、小中一貫教育実践校になるのですよね。実践校になりましたら、この をやるのでしょうか。それとも研究グループは今もう始まっていますから、2年間でございますよね。この「定期的な乗り入れ」というのは、この研究グループの中でどの段階から実践されるのでしょうか。

それと、この 番の最後のくだりですけれども、「乗り入れ授業を定期的実践するには、授業時間や移動・打合せの時間を確保するための人的な体制づくりが必要です」ということなんですけれども、ここはやっぱり校長として何か目が点になるというか、どんな人的配置がされるかというあたりがつまびらかにならないと非常に不安を感じるのではないかなと思います。これは学校の教育課程をつくる上にとっても重要なことなので、こここのところは明快にお示しいただかないと多分、理解を図れないんじゃないかなと思います。

委員長

では、その項目については後ほど指導課長と協議をした上で、ほかにございますでしょうか。

委員

校区別協議会のところですが、例えば先ほどお話のあった8ページのところに「教員の計画的・継続的な交流」ということで、今度「学習指導上」というのが新しく入っています

ね。この情報交換について12ページのところにも、中学校校区別協議会の開催回数を生活指導中心と学習指導中心の2回にふやすということですが、もう1つ15ページのところの「教育委員会の役割」で、校区別協議会の活用。「現在の年1回から複数回にふやして実施します」とあるので、これは将来的に複数回なのか、もう年2回と言っちゃっているのでも年2回にするのか。

そのこのところと、あとは校区別協議会についての今までの経緯としては私はこういう感じでした。生活指導連携というのがあって、生活指導主任会の中で各ブロックの主任会の中で生活指導主任さんが回数とか内容とか、今後どういう形でやろうというのでいろいろ学校間で連絡をとって、協議会のレジュメをつくっていたと思うんですね。この学習指導にかかわる内容はとてもいいと思うのですが、その母体が生活指導主任会の中のかかわりでやるとなると、もう1つ研究関係の先生方が一枚加わらないと、生活指導主任さんが中心的に学習指導中心の協議会をやるについてはちょっと荷が重いかないと。この辺のところは「教育委員会の役割」に「校区別協議会の活用」とありますので、その辺の調整のほうが必要になるのかなと思いました。

それからもう1つは、7ページに今回新しくということで「特別支援教育における連携」というのをに入れていただきました。本当にクリアになったと思います。実は特別支援教育は私のところにも39名いるのですけれども、固定級と通級と通常級に入っている子供たちといろいろな形態があって、学習の連携をしたときに学習の例えば目から情報が入る子供もいるし、聞いて情報が入る人もいるし、学習スタイルによってもいろいろ違う。通常級のときの小学校と中学校の連携も当然あるのですが、やはり固定級の小から中に来る子供たちの情報、これは非常に大事なことになるなと思います。ここに書いてあるように確実に中学校に引き継がれないと支援が途切れてしまうというので、かなり書き込んでいただいてありがたいなと思っています。

ただ、これにかかわるところで1つ、個人情報の共有ということで、小学校の例えばA君、Aさんの持つ例えばIQでもいいのですけど、本当に連携をやっていくとなると小学校の児童の情報を今後、中学校に共有するために守秘義務をかけるという形にしておきたい。秘密にしていけないと、やっぱり生きていけないだろうと。その法的な整備というのも、例えば個人情報保護審議会とか、その辺のところでもスムーズに学校でできるようにしていただくような箱が必要かなと思いました。

委員長

ほかにございますでしょうか。

委員

小中一貫教育校大泉桜学園の記述が追加され、ありがとうございました。実際に今、一貫を進めていく中で出てきた問題として、教科の指導法もあるのですけれども、評価の問題がすごく大きく出てきました。小中の学習指導とか生活指導の情報交換の場で、その評価についてきちっと、小学校の通知表というのは評価は出ていないんだとか、中学校の評価というのは美術とかそういう科目でも本当に細かく数値にしてきちんと出しているんだとか、そういった点をやはりお互いに校区別で情報交換し合うことがすごく大事なんだということとを今回、第1期の終わりの通知表を出すに当たって、職員室が一緒だということでお互いにそれを共有す

ることができてよかったなということがあります。

委員長

ほかにございますでしょうか。

それでは、何点か出ましたので1つひとつ少し整理をさせていただきたいと。

最初に特別支援の関係の、特別支援に限らず小学校の個人情報を中学校に持っていくということについて何か、今の制約、あるいは今どうやっているかというのがあるのですか。これは事務局のほうに聞いたほうがいいかな。

委員

今は、小学校6年生の担任の先生が中学校の先生と一堂に会する場を持って、口頭でその学年の状況を伝えているというのが恐らくほとんどの学校であろうと思います。実はその特別支援の子供、配慮を要する、特別支援に関するお子さんだけではなくて、すべての子供についてきちんと中学校へつなげていくというところはとても大事なことで、この小中一貫とか小中連携をやる意味というのは本当はまずそこにあるわけです。そこを小学校も中学校も意識してやるということが大事だということがまず1つあります。

その上で先ほどお話にあった、じゃあそういう本当に子供のいろいろな状況をきちんとつなげていくといったときに、学年全体の状況だけでなく、よく先進的なところでやっているのは、こういう言い方がいいのかどうかはともかく、個人カルテみたいな言い方をして小学校から中学校へつなげていくという取り組みはあるのですね。そういう文書にしたときに、先ほど言った個人情報の問題とかで何か課題が出てくるのかとか、そういう課題があるのかどうかということは1つ考えておく必要があるかなと思います。

委員長

いずれにしてもこの小中連携だとか、この下の幼小連携とかいう話になれば、そういう話は当然出てくることなのかなということで、その意味でいうと答申を受けた形で少し、これは事務局のほうとして少し整理しなきゃいけない課題なのかなと思いますけど、どうですか。

事務局

小中連携シートがそもそも教育委員会事務局としては一定整理をしている中で、到達点が今のところそこという部分がありますので、状況認識としてはその中でどんな形ができるかというのは確かに課題は課題ではございますが、個人情報保護審議会との関係の中では本人の同意とかというような形の部分で今のところ整理がされて、逆にいえばそこまでの到達点で、そこで終わってしまっているという実態があるということが1つあるものですから、ちょっと大きな課題かなというふうに思っております。

委員

重ねて要望なんですけれども、私どもの研究グループでは数学と理科に絞って今、教科連携の勉強をしているのですけれども、お互いに少人数での授業をやっていますので中学入学とと

もに小学校からのデータをもらって、すぐに習熟度別の学級編成をしたいというふうに考えているのです。その際の、今、仮称でカルテというふうな形でありましたけれども、そういうものをやっぱりいただきたいという話になって、ずっといろいろな検討をしているのですけれども、そのときにやはり個人情報のことが話題になっております。そのところを何とか風穴をあけないと本当の意味での連携教育になっていきませんので、ぜひそこに着手していただいて改善をお願いしたいというふうに思います。

委員長

それは答申の中というよりも、制度の確立をしなければなかなか難しいよね。それでは、それは事務局のほうに与えられた課題だということをお願いしておきます。

それから先ほど、桜学園の検証をいろいろやっていく中でこんな、むしろ小中の評価の違いみたいな部分をどうしましょうかということにつきましては、来年度になりますけれども、研究発表と検証のところでも少し出していただくとありがたいかなと思います。まだ8カ月、これからいろいろ出てくるかと思えますけれども、一応そういう場をつくって行って、どんなふうな課題があるということで、これはある意味でいうと答申の後の話なのかなと思いますので、そんな形で整理をさせていただけたらと思います。

次に校区別協議会。何力所か出てきますけれども、先ほどのご指摘があった点についてはどうですか。私も現実にはやっていないのでちょっと何とも言えないのですけれども、回数の問題、あるいはやり方の問題。

委員

答申では確かに2回と、最後になると複数回になっていますけど、やっぱり2回だと思います。というのは、本当はもっとこれを進めていくということになれば、例えば3回とか、考え方はあると思うのですが、今の新しい学習指導要領で時数がふえてきて、各学校の教育課程でさまざまな工夫、苦労がある中を考えると、総合的に考えると本区は2学期制をとっているということもありますので、1学期に1回、2学期に1回。今まではどちらかというと生活指導中心に生活指導主任会のほうで運営をやっていただいていたものを、今度、運用上の話としてはやはり学習面に踏み込みたいので、運用面においては生活指導主任会だけでは確かに厳しいということがあるので、その運用面の工夫は今後、考えていかなければいけない、そういうことになると思います。

委員長

何かそれに書き加えたりしなくても、これはこれでよろしいですか。

委員

そこはちょっと考えたいところはありますね。一言、そういう運用面の話を書き加えていくかどうかという話になる。

委員長

では一応、この答申では2回ということで。

委員

2回でいいのではないかと考えています。

委員

小中連携推進教員、連携クリエイターという位置づけの者が各学校に行くことになるわけですから、私は解釈としては今後、この校区別協議会のいわゆる企画運営というか、そういう大もとはこの連携クリエイターがやるとスムーズなのかなというふうに解釈していこうと思います。

それとあと1点なんですけれども、今回、研究校としてやってみて、校区別協議会の日程を柔軟に変更させていただきました。研修の内容によっては区内一律の日程におさまらないときもございますので、その辺は基本的な日程を定める中でも各学校の運営の中で柔軟に日にちを設定できるようにしていただくと大変ありがたいなと思います。数校の教育課程を調整するというのは非常に大変なことなので、その中で研修等の内容とまたさらにタイアップするといろいろ微調整が必要になってくるかなというふうに思います。

委員

今のその関係からすると、9ページのウにある小中合同研修会というあたりのところが校区別協議会という形として考えていいということになるのでしょうか。それとも校区別協議会のほかにまた小中合同研修会となるのでしょうか。こちら辺のところが具体的な取組の期待される効果ということなので、「期待される効果」の中で、校区別協議会から発展させて小中合同の研修会ということがまた新たにそれぞれの取り組みの中で生まれてくる期待性もあるというふうに解釈してよろしいのかなと。

委員

小中合同研修会を校区別協議会にあてるとするのは、私はそれはそれでいいのではないかと考えています。

委員長

そうすると12ページのところのこの、校区別協議会の開催回数を生活指導中心と学習指導中心の2回に増やし・云々ということで、これは少し、今の先生のご意見も含めて、加えられるかどうか。あるいは書き加えなかったとしても現実の運用としてそういうふうになっていくのかなと思いますけれども。

委員

今の件なんですけど、これは小中学校の校区の関係が絡んでくるかなと考えていますので、研究とかをやっているグループとそれから校区別協議会のメンバーが一緒であればそういう形も可能になるものですが、そうじゃないところにとったら同じにならないので、その点で書き込むと余計にわかりにくくなっちゃうかなということで、ちょっと一たん区別をさせていただければありがたいなと思います。

委員長

書く内容と実際の運用の話という形ですね。

委員

校区が一致しているところは、研修会と校区別協議会でそのメンバーが一緒になるのでいいのですけれども、一致していないところはなかなか難しいところがあるかと思います。

委員長

よろしいですか、そんな形で。

委員

1つだけ私がちょっと気になるところがあるのですが、毎回申し上げていることなんですけど、この10ページのところで「小中学校の通学区域の現状」というこれ書いてあるのですが、現状、学校選択制が区の姿勢として実際に実施されているところの中で、この小中一貫教育、これはもう、やっていくということはいいいことだと思うのですが、この部分でのかかわり方についての現状とかの認識というものを、その部分が触れられていないということがちょっと私はいかがなものかなと思って見えています。それで、これがちゃんと進んでいけば確かに選択制については多分、衰退していくのかな、なくなっていくのかなと思うのですが、ただ、これが現状としての認識として、やっぱりちょっと、触れられる部分は触れるようにされたほうが現状に合っているのかなと思いました。

委員長

その問題はちょっと後でまたやらせてください。

その前に、先ほど出ました13ページの定期的な乗り入れ授業をやったときの、これはこの書き方だけからはなかなか読み切れないのじゃないかという。研究グループ段階からやっていくのか、実践校に移った段階なのかということと、もう1つ人的な体制づくりということしか言っていないのですが、これは何だということかなということですが、これは何かありますか。

委員

ちょっとその前に、先ほどの1点。先ほど長南先生がおっしゃった校区別協議会の日程の話なんですけど、小暮課長が言ったとおり学区域がすっぽりはまっているところとそうじゃないところということがあります。実は校長会・役員会と、来年度の校区別協議会について話をしていたときには、やはり複数の学校が一堂に会するというのを考えると、年間でこの日とこの日というふうに決めないとなかなか集まるのは難しいだろうというお話がありました。ただ、そういうふうに一定、原則は決めた上で、学区域がすっぽりはまっているところは柔軟に対応できると、そういう理解でいいのかなというふうに思っています。

それから今の13ページの定期的な乗り入れの話ですが、これは13ページの一番上の「実践校等における発展的な取組」の下の行ですね、研究グループや実践校での取り組みを定期的に

実施して効果を定着させるため、その次の「条件が整う場合には」ですね、あくまでも。要するに、研究グループだから必ずこれができるかというそういうわけではないと思うのです。ポツと月に1回とか2カ月に1回というならできるけれども、定期的となれば当然、やはり学校の規模であるとか、その中学校の教員の体制だとか、学校の状況にかなり左右される部分があるということが1つです。

それで、まずは研究グループの中で今言った学校の体制として可能な学校に来年度、これは取り組んでもらおうかなと考えています。ただし、これについては予算的な措置が絡んできまして、まだ来年度の予算は決定しておりませんので、そういう予算措置が可能になれば今現在、既に2校、あるいは3校の研究グループからはぜひやりたいと、学校の体制としても可能であるというお返事を伺っているところですので、まずはそこでやってみようかなというのが1つです。

それで人的な体制と絡むのですが、学校として中学校が定期的な乗り入れをする際に、中学校の教員が例えば小学校へ行って定期的に算数の授業をやるといったときに、その中学校の先生が小学校へ行く、その後補充としての講師の人的措置、人的体制を区として予算をつけてやっていきたいというふうに考えています。そのときに、その講師もやはりある程度質が担保される、そういう講師でないと、中学校の先生が小学校へ行くといったときに例えば新採でこれから教員になるという先生が来るのでいいのかどうか、そういう問題が出てきますので、ある程度、質の担保された講師を配置することを、予算措置がなされれば考えていきたいと思っています。来年度そういういろいろな条件が整えばまずは研究グループの中で今現在できると言った学校に実施をしてもらって、その状況を見ていこうかなというふうに考えているところです。

委員長

この人的な体制づくりという一言なんですけど、もうちょっと書き込めますか。

委員

どこまで書くかという問題もある。担保できていないんで。

それでもう1つは、これは特に中学校の先生方にとっては厳しい話かと思えますけれども、それぞれの先生方の持ち時間との関係の中で、場合によっては可能ですよというような条件が整うという場合も、予算措置がなくてもあり得るのかなということの含みがちょっとありますので、そこもちょっとお含みおきいただいて、あんまり書き込むのもどうかということでご理解いただきたい。

委員長

ちょっと事務局、弱気になっていますね。

それでは少し、どんな展開になるか。予算の話もありますので、実はあんまり具体的に書いてしまうとそっちに行かなきゃいけないところもあって、比較的ルーズにしておいたほうがいいのかないかという気もしないでもないのですが、いずれにしてもその乗り入れをやるとなれば、先生の「後をどうするんですか」という話がなければ動かない話だなと思っていますので、一応そんな形でいけたらなと思っています。

それでは10ページのところの「小中学校の通学区域の現状」ということで、中学校の選択制をこの答申の中にどうしようかなというところで、内部的にもいろいろと検討いたしました。その検討会でもご意見出ていましたし、ある意味でいうといろいろなところで「中学校選択制についてどうなんでしょうか」というふうなことをご意見をいただいています。また、この小中一貫ということになれば当然、ある意味でいうと一貫じゃないやり方が選択制みたいな話になって、そういうところがありますので、何も触れないで本当にいいのだろうかという気もしないでもない。ただ、選択制をこの検討会で扱っちゃうとなるとまた少し趣旨も違うのかなということで先ほど事務局のほうから説明をさせましたけれども、本日の説明資料の中でこんな理由から答申案では触れませんでしたと、こういう言い方をしたのですが、委員のお話のとおり、現状のところでは触れられないわけではないね、と言われちゃうとまさにそうだったというところがございます。評価はちょっと置いておいたとして、現状だけでもここで触れるということもできるかと思います。練馬区では中学校選択制ということで、ある意味でいうと中学校の通学区域というのはないといえますかね。ただ、現実には85%ぐらいの小学校の卒業生はその通学区域内の中学校に行っているという、こういう実態もあるわけですので、この辺は現状で少し触れられますかね。

委員

いずれにしても選択制自体は制度として現時点で動いているものでございますので、学区域があった上で中学校の学校選択制という制度を練馬においては入れております。小学校は入れてございませんので、中学校についてはということで書かせていただいて、あと、その実態をどの程度入れるかはちょっと私どもとして……。

委員

現状だけで私はいいと思う。現状でやっぱり学校選択制というものがあるということが抜けているのがちょっと・・・と思っただけの話なので。

委員長

そこはちょっと書き加える形で、評価のほうはなかなか難しいですね。

委員

それはもういいです。

委員長

選択制の評価は、悩ましいですね。

あと、ほかにございませんでしょうか。一応出された課題といいますが、項目についてはこんな形でというようなことで整理させていただいたと思っておりますけれども、何かほかに。

委員

やっぱり私は6ページからの「具体的な取組と期待される効果」というあたりが非常に大事なところだなというふうに全体を見て思いました。ここでかなり手続きのところに加わって、

今回、特別支援についても書き加えられたということがありました。いろいろなステージのものが一緒にうたわれていますので、ここは非常に難しいところなのかなというふうに思いますけれども、ここら辺のところを私はもっと強調するというか、非常に重要だなと思います。ちょっと話は外れるかもしれませんが、最初にこういうことを調べてみて、それで答申として決定した際に、例えばもっと子供に視点を当てた効果はこうなんだよというのをリーフレットで啓発するなどの工夫も必要だと思います。結局、やる教員も正直言って不安な部分があると思うのです。ですから、それを後押しするような形で、書けるといいと思います。

委員

この間、ブロック校長会でも話がいろいろ出たのですが、校長、副校長同士の相互理解だけじゃなくて、8ページに記載されているのでいいとは思いますが、まずは何かをやるにしても小学校の校長先生と中学校の校長、それから副校長同士がやはりじっくりと共通理解までいかなくても話すのがまずスタートに来るだろうと、何を始めるにしても。その辺のところ具体的な取組と期待される効果のずーっと流れとしてはわかるのですが、特に8ページの「教員の計画的・継続的な交流」のところはわかるのですが、そういう実質的に校長同士、それが年に1回でも2回でも何度か話せるような仕組みというのが大事だなという話が相当出ました。15ページにも「教員交流の推進」の「校長会・副校長会等の活用」ってあるので、小学校の先生方とやっぱりじっくり話さないと動かないよなど。そこのある器というのですか、そこは教育委員会さんからの支援が欲しいなと思います。個別に電話して「あした話そう」とか、そういう動きもなかなか難しいものがあると思うので、全区的に展開するとなったらそこがある意味では核になるのかなという感じもしています。感想ですが。

委員

それは当然考えていかなくてはいけなくて、例えば校長会とか副校長会を利用するのか、それとも、小中一貫教育の共通理解のためにそういう校長研修会、あるいは副校長研修会、そういったものを全体で開いた後に近隣の小中が集まっていたいで話し合うような場を設けるなど、こうしたことはやっていかないと多分、ここから先は進まないだろうなと思います。それは検討していかないといけないと思っています。

委員長

これは答申案という形である程度、公式じゃないんですけど1つのスタイルみたいなものがあって、当然この答申案を、これは教育長のほうにお願いをしてそういった形になるのですが、そのときに前文というのじゃないのでしょうか、こういうふうなことが必要ですよみたいな形で答申をするというやり方もあるのかなというふうに思っています。そうすると、例えば先ほどの個人情報の扱いをきちっとしないとなかなか難しいですよとか、あるいは校長先生が言われたとおり教員の方も不安なんだから、それをある程度、教育委員会としてサポートするとか、今のお話のように制度というよりもまずはそれぞれの校長先生なり副校長先生が話し合う場が第一歩じゃないのみたいな、そんなこともちょっと触れながらこの答申を出すという、そんなやり方もあるのかなと。ちょっと答申に入れにくいような項目については、少しそんな知恵も事務局のほうに出していただいて、この場で議論されたことが何らかの形で反映

できるようなものができればなと思っております。

ほかに何かございませんでしょうか。

委員

先ほど小林先生もおっしゃっていたのですけれども、6ページからの「具体的な取組と期待される効果」というところ、ここは本当に教員もそうですし、保護者にも理解を整理していかなければいけない部分だと思っております。その際にいろいろなものが随分混在しているなという感じがして、端的にいうとこの小中一貫教育の期待されるものは学力向上なんだとか、それから不登校の防止とか、そういう何かはっきりしたものの中でこういうさまざまな方策が盛り込めるような形でもう少し整理されるといいのかなと。何かやっていることといろいろな施策とか組織的なことが随分混在しているなというふうに思いますので、もう少しわかりやすいというか、ちょっと整理をされるといいのかなと私も思いました。

委員長

事務局のほう、どうですか、この6ページから続く部分ですけど。

委員

なかなか、この目指す方向に1つのものがという形にスパッとはいかない。軽重といいますか、そういうのはあろうかと思っているのですけれども、例えば異学年の交流の部分を中心にしていきたいところであれば、基本的には豊かな人間性だとか社会性の話のところが中心になってくるかなんていうことにはなつてこようとは思うのですけれども、必ずしも目指すものにスパッと行くわけではないので、ちょっと考えてはみたのですが、なかなか難しいなと思っています。ただ、一方で先ほど小林先生からもいただいたとおり、この「具体的な取組」の中にも当然ステップといいますか、そういうようなところがあるのかなということもちょっとあるものですから、何らかの形で少しでも整理できればいいのかなと思いつつ、なかなか整理し切るのが難しいかなとは思って今、考えているところではあります。

委員長

効果という部分が少し何かね。

委員

この効果ということと、その効果を得るための施策なり取り組みというのを2つに分ければ、もう少し何か整理できるのかなって思ったのですけれども、期待される効果とやることが一緒になっているのではないかなというふうに。まだ読み込みが甘いかもしれませんが、そういうふうに感じました。

委員長

ここはちょっと整理を。大事なところだと思うんですね。この何のために何をやるかということ、何をすればこうなるんだみたいなところが1番のところになりますので、確かに今の書き方は少し、その辺がわかりにくい感じがしていますので、ちょっとこのところは整理が

必要ですね。

委員

多分、書き方の問題としてちょっと工夫が必要なのかなと。前々からこの会でも出していましたが、目指すものとしてはとにかく授業改善により学力、体力の向上ですとか、それから連携指導により豊かな人間性、社会性を育成する、もう1つは滑らかな接続により安定した学校生活で、その中身に不登校の減少とかそういうことが入っているのですね。そういうこととここに書いていることをもう少しうまく整理して書けばいいのかなというのがあります。

委員長

この辺はわかりやすいほうがいいかもしれない。このところは工夫をさせていただくということで、ほかに何かございますでしょうか。

委員

先ほど来、特別支援教育の連携というところがこの答申案の中に入ったということで、それは私ども大変喜ばしいことと思っているのですが、この記述ですとまずは小中学校の情報の共有ということが大前提というところで、じゃあその先、具体的にどういう連携をしていくのか。ほかのこの部分でいうと「具体的な取組と期待される効果」ということでかなり具体的なところも記述があるのですけれど、特別支援教育の部分ではまずは情報の共有というところでとどまっているので、実際には特別支援学級はすべての小中学校にあるわけでもないですが、実際に特別支援のお子様たちというのは本当に連携を必要としているお子様であるということ間違いのないことです。今も小学校から中学校に進学する際にいろいろ課題があるということも私どもも十分認識しているところなので、ここについてもう少し何か具体的なものが入らないかなというの思っているところです。むしろこちらのほうで考えていけない部分なのかなというところもあるのですけれど、そこはぜひ何か、より突っ込んだ具体的なものがあればいいのかなというふうな気がしております。

委員

今、課長さんが言われたことももっともだと思うのですよね。この間、地区の合同文化発表会があって、設置校の校長先生とか6年生の子が見に来てくれたのです。ところが残念なことに、設置校以外の校長先生方は、何人かの方しか来られない。非常に質の高い内容なんだけど、そういう特別支援、固定・通級にかかわる諸行事に対して34校 - 100校近くのところに情報提供等、例えばあるブロック校長会とかがあるのだったら、そこで輪番でもいいからそういうところに来てもらうとか、ぜひ参加していただくとか、積極的なアクションがないとなかなか難しいかなと思っています。私も恥ずかしながら、通学級はさせていただいたのですが、固定のほうは知らなかったのです。今年行って非常に感動も受けたし、運動会もそうだったのですね。それから公開授業もかなりやっていますから、そういうものの中で特別支援教育の小中連携、大きい意味では小 - 小とか中 - 中連携になっちゃうかもしれないけど、そこまで考えないとなかなか意識の共有、変化というのは出ないのかななんていう感じがしております。

委員

私はこの工の特別支援教育というのは、固定の学級というよりは今、通常の中で特別支援を必要とする子供たち、障害名がつかない子供たちでもかなりその傾向にある子供たちとか、そういう子供たちがいる現状を踏まえて、通常の中での支援をどう引き継いでいくかというあたりが非常に重要なところであるなと思っているのです。どちらかというとなら就学の相談にかかる特別支援学級の引き継ぎ云々よりも、私としては通常の中での支援を必要とする子供たちのいわゆる連携の必要性のほうが今の現実としてはすごくニーズがあるので、そういう部分も含めた特別支援教育における連携だと理解しているのですけれども、いかがでしょうか。

委員長

そこはどちらになるのでしょうか。

委員

2年間やらせていただいたキャリア教育の冊子の中でも、固定級というところできちんと位置づけをして、小中連携のキャリア教育の事例を出しているのです。通級とか通常級の中における教育的な援助が必要な人も当然いるのだけれども、先ほど申し上げました固定級と特別支援学級にかかわる内容というのはやっとここで入りました。だから、そういう意味ではそれは別ですということではなく、この大きな練馬区の小中一貫教育の中で固定学級というような位置づけが私は必要だと思うのです。

委員

今、長南先生もおっしゃいましたように、通常における特別支援教育というところは今、コーディネーターを中心にやっているのですけれども、小中で結構途切れる。もっと言えば中・高でもう完全に途切れます。本来は20歳まで支援されることだと思うのですが、今のこの小中一貫のところでは大事なのは、その支援が途切れないという方向でスムーズにいくというのがやっぱり利点じゃないかなというふうに私も思います。特に障害があるために不登校の問題が起きているのは、小学校の時代がわからずに中学校でも対応してしまうために起こることがあるので、やっぱり小中という9年間の流れで支援をしていくということはすごく大事なことで、ここは私は通常におけるということで重きを置いていただければなと思います。

委員長

これから進めていく校区别協議会というのは、生徒の生活指導といいますか、個人情報、個人状況を小中で共有していくといいますか、つなげていくということになるのでしょうか、その際というのは普通学級の特別に支援を要する子供の情報共有みたいな形にも入っていくのですか。そういうところまではやらないのですか。

委員

それは実際にどうですか。逆にお伺いしたい。今までやっている状況としては。

委員

要するに小学校でいわゆる特別支援学級に行くか行かないかということで、ここで1つの何か検査なりいろいろして、固定に行く子と行かない子に分かれるわけですよ。中学校に行く、その入学の問題で。その段階で固定に行った子供の連携というよりは、中学校としては通常の学級の中でその子をどう受け入れるかというあたりがかなり占めていくのは当然のことだと思います。そのあたりのことの連携をやっぱりきちっとしたいというのが現実にはあります。

委員

お言葉ですが、私どもの校区別協議会では固定でやっています。大泉東小学校さん、大泉小学校さん、大泉中学校さん等々。ですから、小学校、仮に4・5・6年の固定学級のお子さんが中学1年で大泉中学校に来たときに、どういふ変容があるか。そのときのさまざまな対応、それは非常に熱心に話し合いをしています。校区別の中で分科会に分かれるわけですよ。その中に固定学級の小中連携というのは今もあるし、また改めて言うのですけども、それはこの練馬区の小中一貫教育の中には位置づけとして除いてはいけない部分だと思うのですよ。先ほど申し上げたように通常級というのは当然なんです。当然なんだけども、じゃあもって言うちやえば固定学級の今、校区別でやっているものを除いた形でこの答申ができるということはやはり課題を残してしまう。そういう意味でちょっと繰り返してお話しさせていただいたのです。

委員

今、お2人の校長先生がおっしゃったことはどちらももっても、やっぱり特別な支援を必要とする子供たちは固定級にもいますし、通級学級にもいますし、普通学級にもいる。当然その子たちすべて、小中連携教育の成果を受けなければいけないということで、それは当然、通常級にいるお子さんがそのまま小学校から中学校に進学するに当たっても、通常級という選択をなさるのであればそれはやはりつながっていかねばいけない点もあります。例えば固定学級の保護者の方からの要望の中で、今の小中連携のグループですとか、皆さんこの辺も非常に関心があって「固定級の小中連携は進めないのですか」と。むしろ私たちの子供のように固定級に入った子供が小学校から中学校に上がる際に、やっぱり連携が必要だと思っているのですけど、「小中連携の中で固定級の部分はどうなんでしょうか」というようなご意見もいただいておりますので、それは固定級のみとか通常級のみということではなくて、都の3次計画でもすべての学校で特別支援教育をするという位置づけになっていますので、それはやはり学級の形態ですとかそれぞれ違いがあるかと思っておりますけど、すべての子供たちにとって連携教育が必要ですし、ここの部分というのがあまりにも観念的なので、もう少し具体的になったほうが今のお2人の校長先生のご意見とかももう少しすっきりと整理できるのかなという気はしているのです。それはこちらの事務局のほうの課題ということになるかと思っております。

委員長

よろしいですか。特にどっちと限定する必要もないだろうと。

委員

ええ、解釈の問題だと思います。

委員長

やらなきゃいけない話だとは思いますが、ただ、通常学級のお子さんと固定学級のお子さんは当然、学区域といいますが、変わってくるわけですので、展開といいますが、運用の仕方は当然変わってくる話ですけれども、ここについては今お話しのとおり、こういう現状になっていて、こういうふうな取り組みだみたいな形で少し書き加えるといいますが、改める形、それによろしいですか。

委員

両方なんですけど、やっぱり固定級の教育課程の問題というのは残っちゃっているんですね。通常級の課題改善カリキュラム、通常の国語だ、算数・数学だということはあるけど、それと同じように固定級の教育課程の問題があるのですね、実は通常級の教育課程とは別につくっているものがあります。だから、その部分もここでは、もう少し書き込まなきゃいけないのかなというのは、皆さんのお話をいろいろ伺っていて感じたところです。

委員長

ちょっとこのところは問題提起を受けまして整理をさせていただけたらなと思います。

ほかにございますでしょうか。特別支援の関係というのはある意味でいうと一番連携が必要な部分かなと思いますので、ちょっと簡単すぎるかなという気もしますが。

何点かいただいていますけれども、全体とすればこの答申文でいいかなとご了解いただいているように考えちゃってよろしいですかね。今言った書き加える、あるいは改めるところ、ご指摘いただきましたところについては事務局のほうで検討させていただいて、少し整理をさせていただきたいというふうに思っています。それからできれば、先ほどのこの中に入り切らないところについては前文といいますが、答申の前文なんかで少し触れさせていただけたらなと思っています。こういうことを進めていけばこういうことが当然問題になってくるだろうし、それが解決しないとなかなか前に進みませんよと。個人情報もそうですし、保護者の理解というのも前提にあるわけですし、あるいは教員の方の不安感といいますが、そういうのを解消していくといいますが、そういうのがないとなかなか進まないんだろうというふうなことを踏まえて、少しそんなこともこの検討会の中で1つ検討したということで何らかの形で出せたらなと思っています。この答申文自体についてはよろしいですか。大体ご意見いただいたかなと思っておりますけれども。

- 異議なし -

委員長

それでは、今日いただいたご意見を受けて今後どんなスケジュールになりますか、事務局のほうとして。

事務局

ただいま幾つか修正、あるいは追記が必要な項目をいただきましたので、これについてまた

事務局のほうで再度検討しまして、今日の答申案を修正したものを、次回1月17日の検討会までにお送りするなりお持ちするなりして、委員のみなさまにお諮りしながら、意見調整をまとめていきたいと考えております。

副委員長

一回目の検討会のおかげからずっと、何のための小中一貫教育か、ということをお話ししてきました。2ページの「小中一貫教育の定義」のところで、「基本方針では、小中一貫教育は小中の連続性ある教育活動の充実を目的に、義務教育の小中学校9年間を一貫した教育課程と学校環境のもとで実施するものとし・・・」と書いてあります。直す必要はないのですが、小中一貫教育の目的には、もともと「子供たちの健やかな成長」ということがあるのですね。小中一貫を進めて、小中学校の先生方が一緒になって「子供たちの健やかな成長」を考えていく、ということです。現場の先生方も忙しいなかでどう進めていけばいいのか、と不安があるなかで、この答申が、毎日の取組から小中一貫を進める一助になればいいなと思っています。委員長が言われたように、答申の際に前文をつけるのであれば、何のために小中一貫教育をやるのか、というところを強調していただければと思います。

委員長

はい、ありがとうございました。

今回は、来年1月17日、最終回となります。お忙しいところとは思いますが、どうぞよろしくお願いします。これで、第6回検討会を終わりにします。

- - 閉会 - -